

前橋高志会 新型コロナウイルス感染症にかかる教育関係 緊急要望書に対する回答

- 1 登校後に発熱があった場合の隔離スペースは各学校によって異なることと思うが、エアコンが設置されていない部屋を使用せざるを得ない場合、熱中症の危険もあるのでエアコンの設置を要望する。

(総務課)

登校後の発熱や体調不良が確認された場合は、文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、別室で待機させ、保護者等に迎えをお願いし、早期に帰宅及び主治医等への相談を勧めることとしております。

このため、各学校では、普段使用していない特別教室等を待機用の別室に充てておりますが、学校の特別教室へのエアコンの設置率は3割程度であることから、エアコンの設置されていない部屋を活用する学校もあることが想定されます。しかし、この別室での待機中は、一定の感染防止策を図った上で教職員が見守ることとしており、エアコンが無い部屋であっても、児童生徒等に熱中症の危険が及ばないように配慮を行うことが可能と考えております。

- 2 修学旅行が延期となっている中、実施の可否も含めて検討中と思われるが、修学旅行に対する教育委員会の統一見解を速やかにまとめ、伝達されるよう要望する。

(学校教育課)

修学旅行は、他県の豊かな自然や文化に触れたり、教師と生徒、生徒相互の人間的な触れ合いを深めたりできる大切な学習の機会と考えております。コロナウイルス感染の不安の中、人が多く集まる観光地での活動や電車やバスでの移動などで3密を避け、可能なかぎり安全や健康を確保した上で、現在、校長会や関係課など多くの関係者の意見を伺いながら、検討しているところです。しかし、実施の可否の判断が遅くなりますと、学校の事前指導に影響が出ますので実施の可否については、6月下旬を目途に判断する予定でおります。(6A25日、校長会により実施も決定)

- 3 修学旅行に関しては、既に「企画料」を請求されているところもある上、今後の状況によってはキャンセル料の発生も危惧されることから、これらに対して保護者負担が発生しないよう要望する。

(学校教育課)

修学旅行中止に伴うキャンセル料の支払いについては、修学旅行の実施の可否の判断も含めてどのような支援ができるか検討してまいります。

- 4 教員が妊娠し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に則って休業を申し出た場合、遅滞なく代替教員を配置できるシステムの構築を要望する。

(学校教育課)

産休や育休などの補助教職員の配置については、県教委の制度で県費負担の補助教職員が配置されております。現在、妊娠中の教職員については、医師から新型コロナウイルス感染症の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると指導を受け、それを申し出た場合、特別休暇を取得することができます。しかし、その特別休暇を取得した場合の補助教職員の配置については、県教委において制度化されていない状況であります。こうした意見のあったことを県へ伝えます。

- 5 現状、児童・生徒が下校したあと、教員が消毒作業を行っているが、通常のカリキュラムに戻った場合は、その対応が困難となるので負担軽減策の構築を要望する。

(学校教育課)

通常登校再開後の校舎内の消毒作業については、当面の間、職員による作業を継続していきながら、より効率のよい方法や最新の知見について情報を収集、提供してまいります。6月4日付、文部科学省から一部の家庭用洗剤でも消毒効果が認められる旨の通知がありました。これによれば、現在、取り扱いに注意が必要となる次亜塩素酸ナトリウムを活用して行っているものを、消毒効果が確認された家庭用洗剤を用いることが可能になり、負担軽減にもつながると考えます。また、このような洗剤の使用が可能であれば、児童生徒の発達段階にもよりますが、石けんを用いた手洗いやアルコールによる消毒、使い捨て手袋の着用などの感染予防対策を講じ、十分な指導の下で、安全に十分な配慮をした上で児童生徒が机やロッカーなど自分の身の回りのものから、段階的に消毒作業を行うことも検討しております。

- 6 保護者から学童保育の状況を聞かれることがあるが、情報がないため答えられない。学童保育施設との横断的な連携と情報共有システム構築を要望する。

(学校教育課)

市教委では、学童保育施設を管轄する子育て施設課と連携し、新型コロナウイルス感染症防止対策による学校休業期間中に日中1人で過ごすことが困難な子どもたちの学校での預かりに対応してまいりました。具体的には、学童保育の状況の把握や小学校の体制づくりの確認を図りながら、対象児童の預かり基準や預かり時間等を定め、保護者に周知してまいりました。市民の皆様に混乱が生じないよう情報共有のシステム構築については、子育て施設課とともに検討してまいります。

- 7 教育委員会からの連絡が総じて遅いと感じる。完全登校や給食の再開についての正確な情報を速やかに伝達されるよう要望する。

(学校教育課)

保護者への情報発信迅速化についての見解についてですが、今回のコロナウイルス感染症に伴う臨時休業や再開については、市感染症対策本部会議において協議して決定しております。その後、市議会や教育委員への報告と校長への連絡を行った上で、保護者の方へは市教委から直接、おれんじめーるにより連絡し、市のホームページやフェイスブックでもお知らせしてまいりました。

休校や再開、給食の有無についての情報提供は、保護者の方にとっては仕事や家庭での対応に関わることであり、一刻も早くという思いがあることも承知しております。そのため市教委としても、対策本部会議の決定当日、あるいは翌日には保護者に発信してまいりました。

このように、最新の感染状況に基づき市として判断し正確な情報提供を行うために、一定の時間が必要となってしまいますが、今後できるだけ迅速な情報発信ができるよう努めてまいります。

- 8 給食の再開については15日からの週は実施すると言われているが、その後の正確な情報が伝わってこない。保護者のみならず給食を提供する業者も困惑するので長期的な情報を提供されるよう要望する。

(総務課)

給食の再開につきましては、子どもの感染リスクを減少させるよう配膳作業を簡略化するため、副菜の代わりに具沢山の汁物等とすることで品数を減らしながらも栄養価を満たせる献立で提供をしております。今後1学期末まではこの内容で提供し、2学期以降につきましては、従前どおりの給食を実施していく予定です。

保護者の方や食材納入業者への情報提供につきましては、給食実施日程が決定次第速やかに情報提供を行うよう努めてまいりました。今後できるだけ迅速な情報発信ができるよう努めてまいります。

- 9 運動会・校内記録会の開催については、その可否も含めて速やかに伝達されるよう要望する。

(学校教育課)

運動会・体育大会の開催については、これまで新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながらの実施の可否について、小・中学校長会と慎重に協議を進めてまいりました。

小学校の運動会におきましては、限られた授業時数や活動制限の中で、楽器演奏や

表現運動などの練習に十分な時間が確保できない現状にあることに加え、運動会は、児童が密集したり接触したりする運動や演技が多く、現状のプログラムでの実施が困難であります。また、児童の応援や保護者の参観場所、トイレや飲食場所等に対して感染防止対策を徹底することも難しいこともあり、本年度は中止と判断いたしました。

また、中学校の体育大会におきましては、競技プログラムが陸上競技種目中心であり、屋外における密集や密接を回避したプログラムで編成できること、また、体育の授業で練習時間が確保できること、平日開催なので保護者の参観も限られていること等から、短縮したプログラム等での実施を各学校が検討しております。

- 10 部活動については中体連の大会が中止となっているが、市独自の大会を求める声は多い。是非とも市独自の大会を開催されるよう要望する。

(学校教育課)

今月19日の市中体連理事会において、市総合体育大会の中止、それに代わる代替「交流会」の実施が決定いたしました。7月23日から8月7日までの期間のうち、2日以内の期日で競技ごとに開催され、特に3年生が活躍する場となるよう配慮しております。なお、生徒の健康・安全を最優先し、運営については感染症や熱中症予防対策を十分講じた上で、試合時間やセット数の短縮など公式ルールを柔軟に変更しながら、無理のない範囲内で実施することを検討しております。